
平成30年度著作権法の一部を 改正する法律等について

平成31年3月6日(水)
文化庁著作権課

著作権法の一部を改正する法律の概要（一部抜粋）

改正の趣旨

デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにする。

改正の概要

(1) デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備（第30条の4、第47条の4、第47条の5等関係）

- ・著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等※のための著作物の利用について、許諾なく行えるようにする。
- ・イノベーションの創出を促進するため、情報通信技術の進展に伴い将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるよう、ある程度抽象的に定めた規定を整備する。

（※）例えば現在許諾が必要な可能性がある以下のような行為が、無許諾で利用可能となる。
○所在検索サービス（例：書籍情報の検索）→著作物の所在（書籍に関する各種情報）を検索し、その結果と共に著作物の一部を表示する。
○情報解析サービス（例：論文の盗用の検証）→大量の論文データを収集し、学生の論文と照合して盗用がないかチェックし、盗用箇所の原典の一部を表示する。

(2) アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等（第31条、第47条、第67条等関係）

- ・美術館等の展示作品の解説・紹介用資料をデジタル方式で作成し、タブレット端末等で閲覧可能にすること等を許諾なく行えるようにする。
- ・国及び地方公共団体等が裁定制度※を利用する際、補償金の供託を不要とする。
- ・国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付を許諾無く行えるようにする。

（※）著作権者不明等の場合において、文化庁長官の裁定を受け、補償金を供託することで、著作物を利用することができる制度

公布 平成30年 5 月25日 施行期日 平成31年 1 月 1 日

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律による著作権法改正の概要（一部抜粋）

改正の概要

○著作物等の保護期間の延長（著作者の死後70年等）

- ・著作物の保護期間を原則著作者の死後50年から70年とする
- ・レコードの保護期間を原則公表後50年から70年とする

種類		改正前
著作物	原則（第51条第2項）	著作者の死後 <u>50</u> 年
	無名・変名（第52条第1項）	公表後 <u>50</u> 年
	団体名義（第53条第1項）	公表後 <u>50</u> 年
	映画（第54条）	公表後 <u>70</u> 年（※）
実演（第101条第2項第1号）		実演が行われた後 <u>50</u> 年
レコード（第101条第2項第2号）		レコードの発行後 <u>50</u> 年



改正後	
著作者の死後 <u>70</u> 年	
公表後 <u>70</u> 年	
公表後 <u>70</u> 年	
公表後 <u>70</u> 年（※）	
実演が行われた後 <u>70</u> 年	
レコードの発行後 <u>70</u> 年	

（※）映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

施行期日

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）が日本国について効力を生ずる日。

問題の所在

○ IoT・ビッグデータ・人工知能などの技術革新による「第4次産業革命」は我が国の生産性向上の鍵と位置づけられ、これらの技術を活用し著作物を含む大量の情報の集積・組合せ・解析により付加価値を生み出すイノベーションの創出が期待されている。

○しかし、現在の著作権法は、著作権者の許諾無く利用できる場合に関する規定（権利制限規定）を利用の目的や場面ごとに一定程度具体的に規定している。



○このため、類似の行為でも条文上明記されていなければ、形式的には違法となり、利用の萎縮が生じているとの指摘や、技術革新を背景とした新たな著作物の利用ニーズへの対応が困難との指摘がある。

< 新たな著作物利用ニーズの例 >

- 所在検索サービス
- 情報解析サービス
- AIによる深層学習
- リバーシ・エンジニアリング(※) 等

(※)ソフトウェアの調査・解析のため、コンピュータ言語で書かれた内容を人間が読むことができる言語に変換等を行う行為。

○環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図り、新しいイノベーションを促進するため、柔軟な権利制限規定の整備が求められてきた。

○「知的財産推進計画2015」(平成27年5月、知的財産戦略本部)

・インターネット時代の新規ビジネスの創出、人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ、知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ、柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。

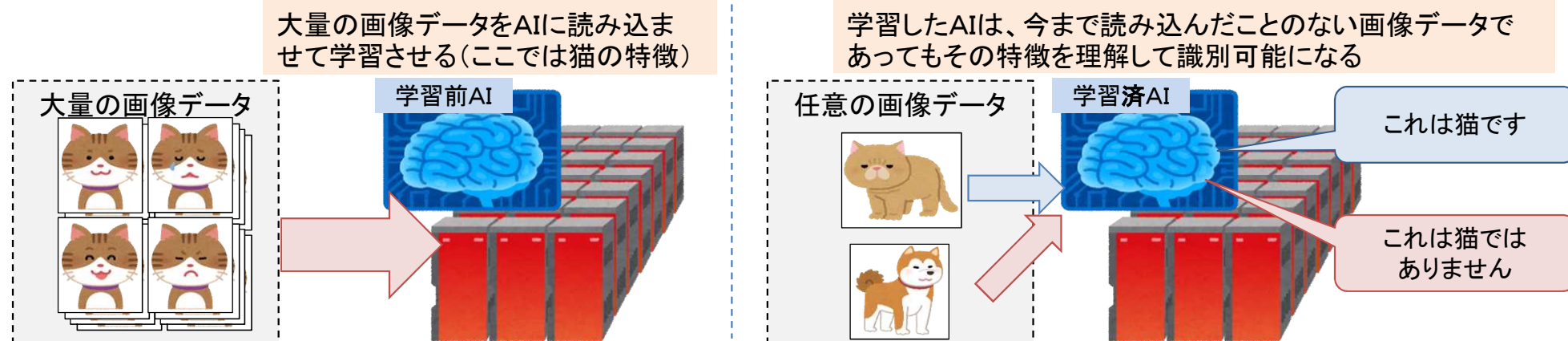
○「知的財産推進計画2017」(平成29年5月、知的財産戦略本部)

・著作権法における柔軟性のある権利制限規定について、文化審議会著作権分科会報告書(2017年4月)を受け、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定の整備を行うため、「推進計画2016」を踏まえ、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講ずる。

「柔軟な権利制限規定」による対応が求められている新たなニーズの例

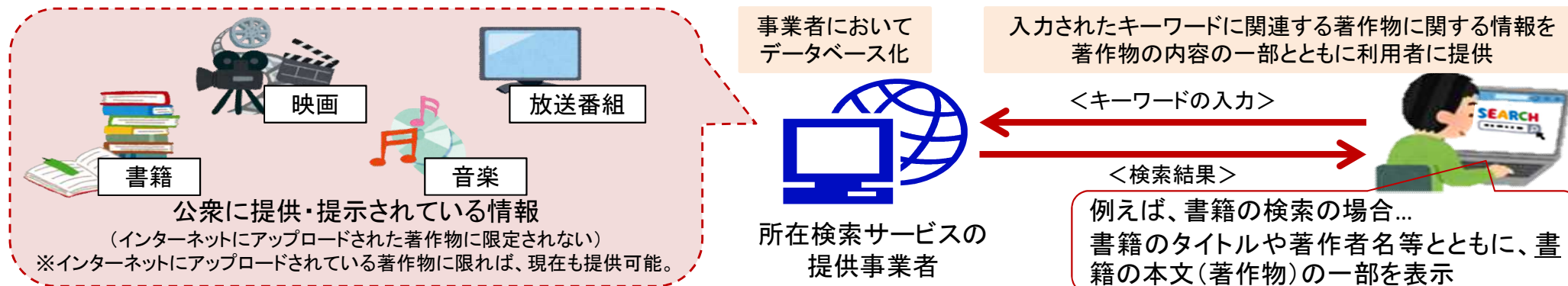
AIによる深層学習

AIに大量の情報を入力して分析させ、人間のサポート無しにそれらの情報が何であるか等を判断できるようにする学習方法。



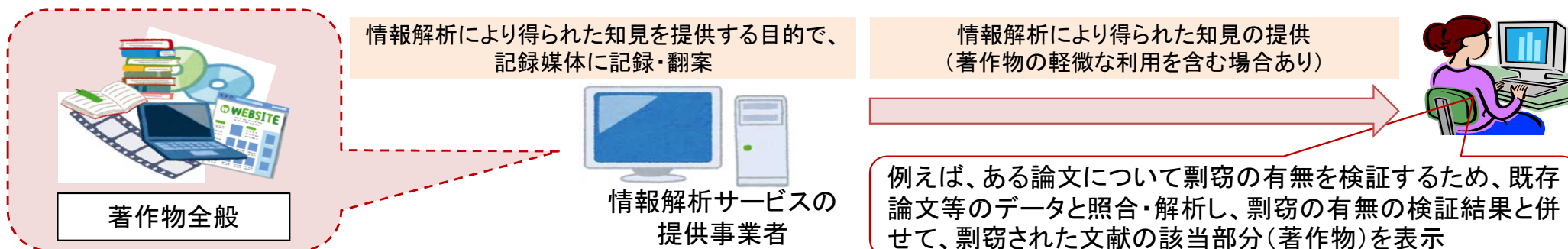
所在検索サービス

広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索可能にするとともに、その一部を検索結果と併せて表示するサービス



情報解析サービス

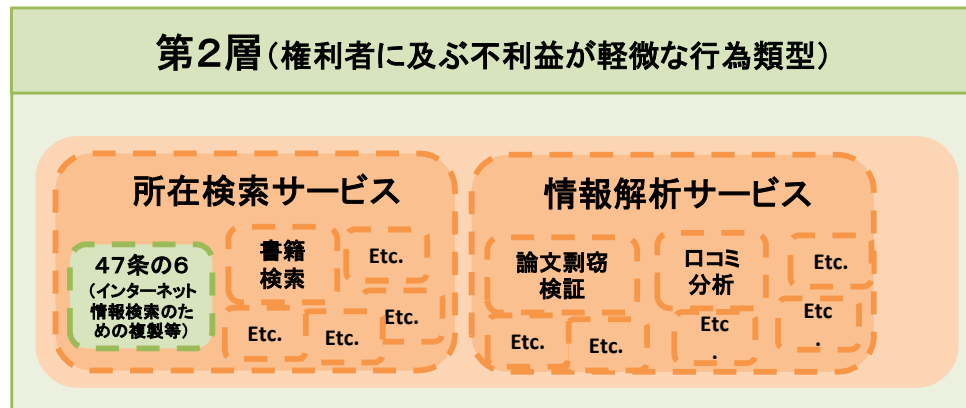
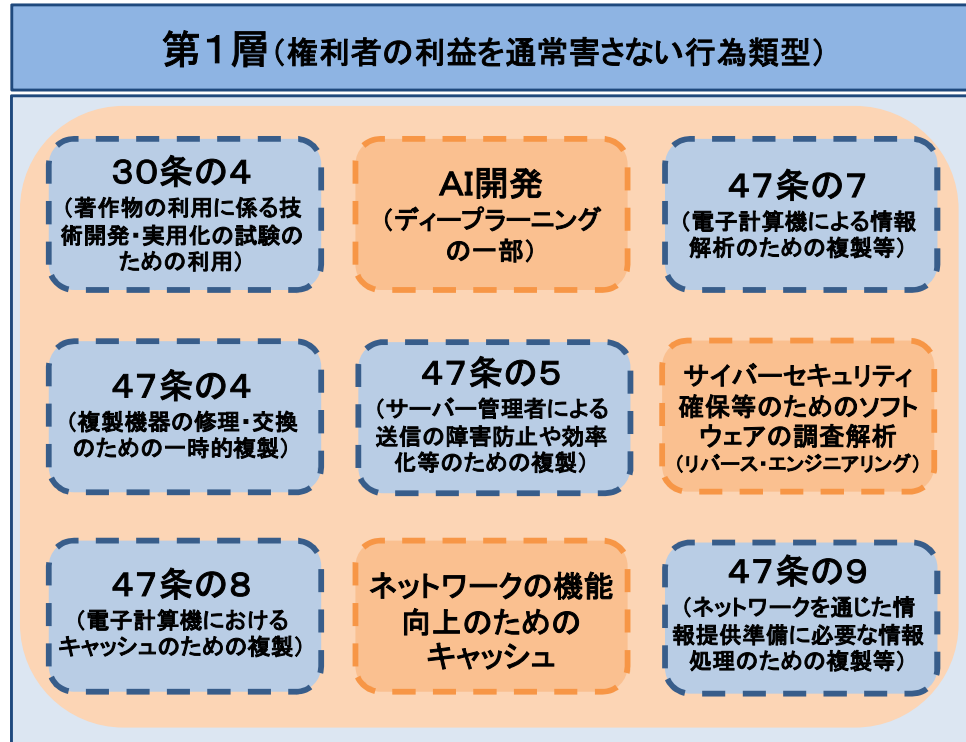
広く公衆がアクセス可能な情報を収集して解析し、求めに応じて解析結果を提供するサービス



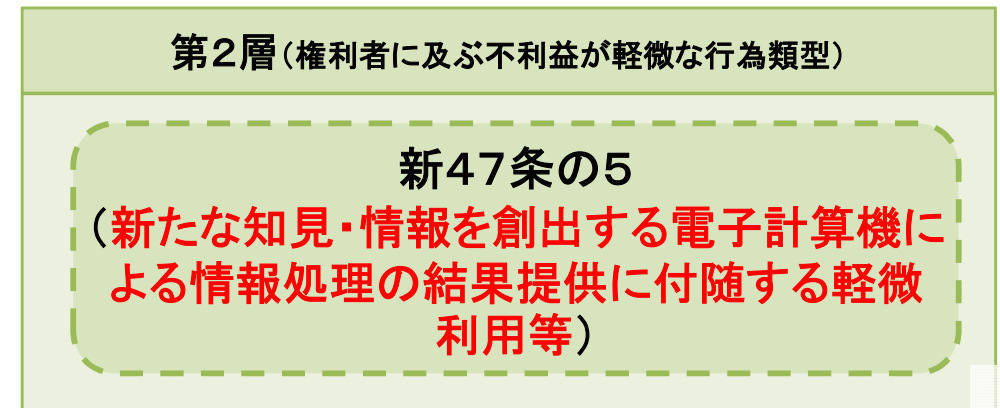
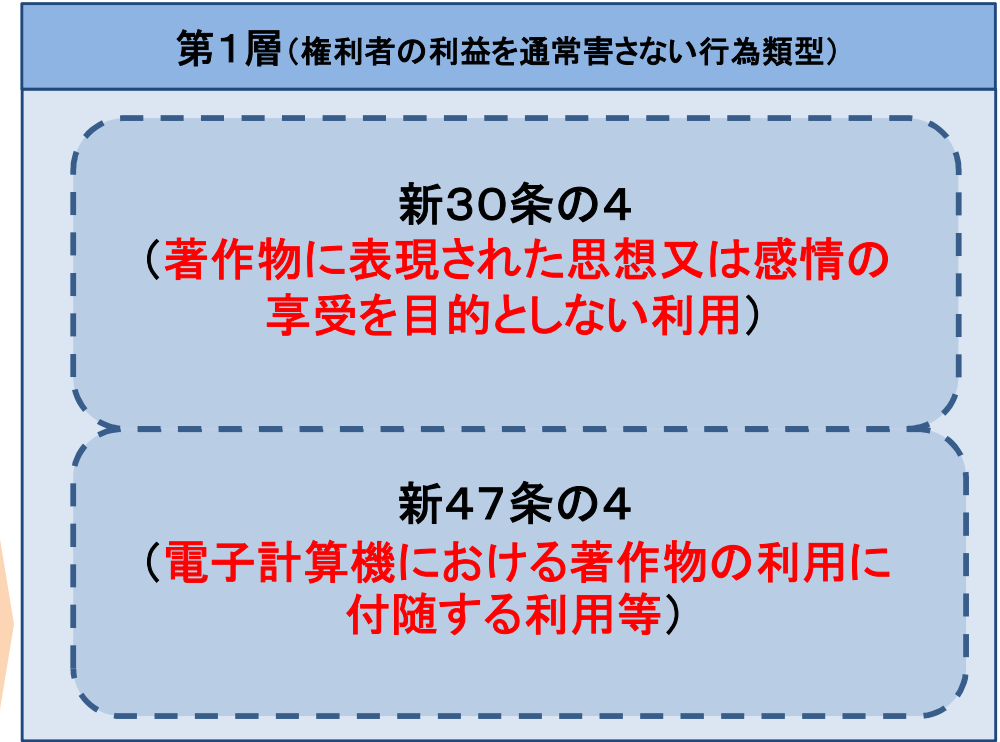
「柔軟な権利制限規定」の整備のイメージ(概要)

- 第1層、第2層のコンセプトが妥当する権利制限規定が複数整備されていた。
- 今回、現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるよう、現行規定を包含するより包括的な3つの柔軟な権利制限規定を新設。改正前の規定は削除し、これらを包含する新しい規定に統合。

＜改正前＞



＜新たな「柔軟な権利制限規定」＞



「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」に関する権利制限規定（新30条の4）

- 利用目的や利用の態様に関し「個別具体的な要件」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- 第1層は、権利者の利益を通常害さない行為類型であることから、「柔軟性の高い規定」を整備。
- 具体的には、権利制限を正当化する根拠に着目した「より抽象的な要件」を規定し、その要件を満たす行為は包括的に権利制限の対象とした。その際、予測可能性の観点から改正前の規定を当該行為の例示として整理・統合。

＜改正前＞

第1層（権利者の利益を通常害さない行為類型）

- 著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用（30条の4）

➡ 目的が「技術開発」等に限定されているため「基礎研究」等が対象外となる可能性

- 電子計算機による情報解析のための複製等（47条の7）

➡ 情報解析の方法が「統計的」な解析に限定されているため、AI開発のためのディープラーニングで採用されている「代数的」「幾何学的」な解析が対象外となる可能性

利用方法が「複製・翻案」に限定されているためAI開発用データセットを複数の事業者で共有する行為（「公衆送信」等）が対象外となる可能性

- サイバーセキュリティ確保等のためのソフトウェアの調査解析（リバース・エンジニアリング）

- その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】

➡ 同様のコンセプト（著作物の享受を目的としない行為）が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の対象外の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

＜新たな「柔軟性のある権利制限規定」＞

第1層（権利者の利益を通常害さない行為類型）

- 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（新30条の4）

【条文の骨子】

包括的に規定

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

利用方法は限定せず

ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

- ① 著作物利用に係る技術開発・実用化の試験
- ② 情報解析
- ③ ①②のほか、人の知覚による認識を伴わない利用

どのような行為が上記に該当するかをわかりやすく示す観点（予測可能性の確保）から、現行の関連規定にかかわる行為を本条の対象行為として例示

「新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果の提供に付随する軽微利用等」に関する権利制限規定(新47条の5)

- 利用目的や利用の態様に関し「個別具体的な要件」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- 第2層は、権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型であることから、社会的意義の認められる利用目的で大きくりに範囲を画定するとともに、権利者の正当な利益保護のための一定の配慮を行いつつ、相当程度柔軟性のある規定を整備。改正前の規定も整理・統合。

＜改正前＞

第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

●インターネット情報検索のための複製等(47条の6)



対象となるサービスがインターネット情報検索に限定されているため、アナログ情報も含めた検索サービスや情報解析サービス(「書籍等の検索サービス」「論文剽窃検証サービス」等)の他のサービスは対象外。

●その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】



同様のコンセプト(社会的意義の認められる電子計算機により新たな知見・情報を創出するサービスのための軽微な利用)が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の対象外の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

＜新たな「柔軟性のある権利制限規定」＞

第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

●新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等(新47条の5)

社会的意義の認められる利用目的で大きくりに範囲を画定

【条文の骨子】

著作物は、電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出する次に掲げる行為を行う者(政令で定める基準に従う者に限る。)は、必要と認められる限度において、当該情報処理の結果の提供に付随して、いずれの方法によるかを問わず、軽微(※)な利用を行うことができる。

利用方法は限定せず

権利者の利益への一定の配慮

(※)利用される著作物の割合、量、表示の精度等を総合考慮の上で判断。

ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

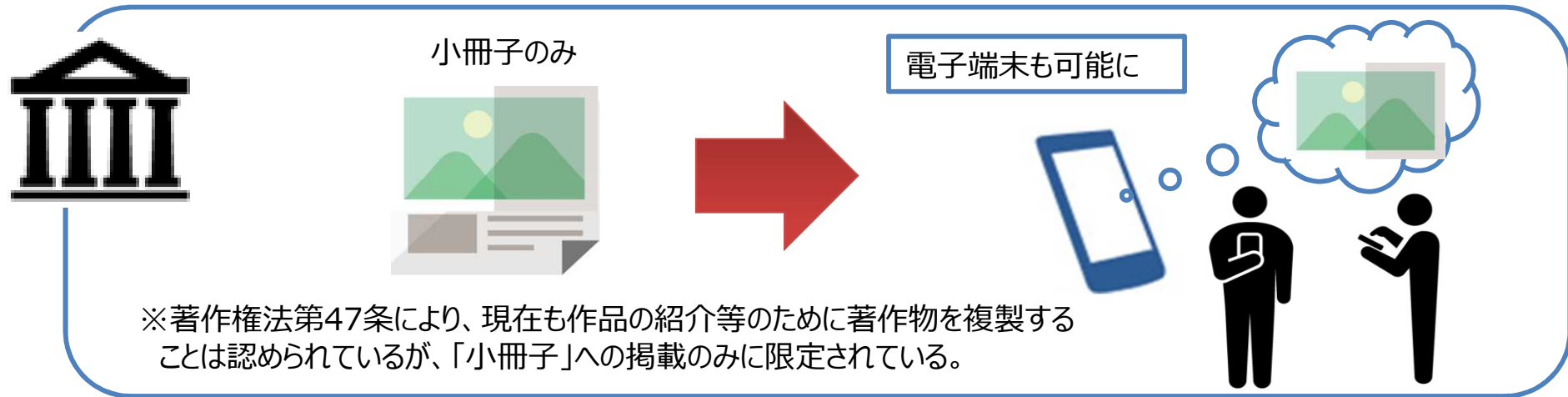
- ① 所在検索サービス(=求める情報を特定するための情報や、その所在に関する情報を検索する行為)
- ② 情報解析サービス(=大量の情報を構成する要素を抽出し解析する行為)
- ③ ①②のほか、電子計算機による情報処理により新たな知見・情報を創出する行為であって国民生活の利便性向上に寄与するものとして政令で定めるもの

現在想定される利用目的を明記しつつ、将来のニーズにも対応できるようバスケット条項を整備(明確性・法的安定性の確保と対応の迅速性の観点から政令に委任)

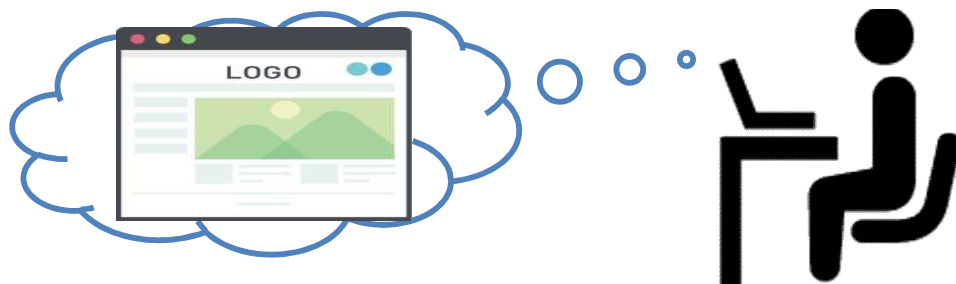
※上記の準備のためのデータベースの作成等も権利制限の対象。

美術館等における著作物の利用に関する権利制限規定の整備【第47条関係】

- これまで美術館等において、展示作品の解説や紹介は小冊子のみにしか作品を掲載できなかったが、**電子機器でも同様に行える**こととすることで、より細部を拡大して制作手法を解説すること等が可能となった。



- 美術館等において、展示作品に関する**情報を一般公衆に提供することを目的として、当該作品に係る著作物のサムネイル画像**(作品の小さな画像)**をインターネット上で公開できるように**することとした。

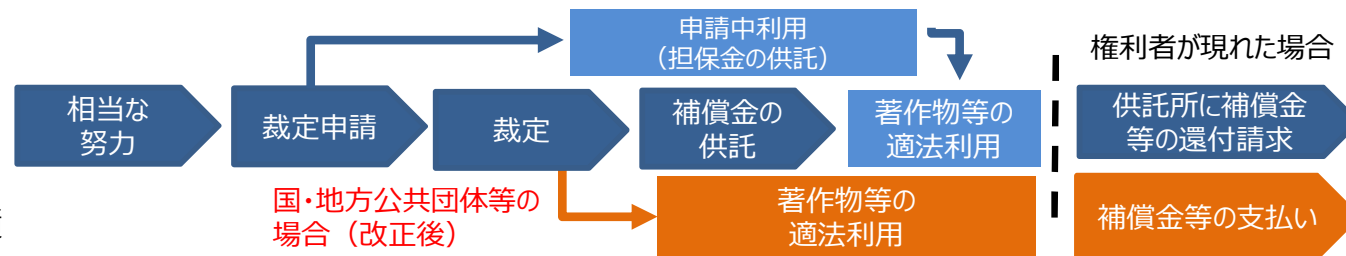


著作物等の情報発信を行う際には、当該作品がどのようなものであるかを画像付きで紹介することがより効果的。

権利者不明等著作物の裁定制度の円滑な利用に関する整備【第67条関係】

- 裁定制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、著作物を利用することができる制度。
- 今回の改正では、利用者の供託に係る手続きの負担や、権利者の補償金取得手続きに要する負担を低減させる観点から、**国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人については、事前の供託を求めないこととした。**

【参考】裁定制度の流れ



【参考】裁定制度の利用実績

対象著作物等数

裁定件数

